

多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月17日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第20号

多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成9年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。